

各 位

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する
具体的取扱いについて

「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和 8 年政令第 224 号）の施行に伴い、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板で中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）、台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「特定国等」という）を原産地とするもの又は特定国等から本邦へ輸出されたものに対しては、令和 8 年 7 月 9 日から令和 8 年 11 月 8 日の間、暫定的な不当廉売関税が課されることとなりました。

当該取扱いにつきましては、「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）」の規定によるほか、下記により取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 7 2 1 9 . 3 1 号から第 7 2 1 9 . 9 0 号まで並びに第 7 2 2 0 . 2 0 号及び第 7 2 2 0 . 9 0 号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当するもの。

- イ. ニッケルの含有量が全重量の 0 . 6 パーセントを超えるもの
- ロ. 冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。）
 - (1) 長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの
 - (2) 長方形（正方形を除く。）以外のものであって、側面以外の全面又は外周に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

2. 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）（以下「中国」という）
台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という）

3. 税率

対象国等	税率
中国を原産地とするもの又は中国から本邦へ輸出されたもの	4 2 . 1 %
台湾を原産地とするもの又は台湾から本邦へ輸出されたもの	2 0 . 1 %

中国、台湾を原産地とするもの又は中国、台湾から本邦に輸出されたもので下記生産者により生産されたもの	下記税率
グアンドン・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド (GUAGDONG YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO., LTD.)	27.7%
シャンシー・タイガン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド (SHAN XI TAIGANG STAINLESS STEEL CO., LTD.)	27.7%
シャンハイ・スタル・プレシジョン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド (SHANGHAI STAL PRECISION STAINLESS STEEL CO., LTD.)	27.7%
ジャンスー・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド (JIANGSU YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO., LTD.)	27.7%
ニンボー・バオシン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド (NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.)	27.7%
イエ・ユナイテッド・スチール・コーポレーション (YIEH UNITED STEEL CORPORATION)	3.6%
ジェ・ジン・ステンレス・スチール・インダストリー・カンパニー・リミテッド (JIE JIN STAINLESS STEEL INDUSTRY CO., LTD.)	3.6%
タイワン・ニッポン・プレシジョン・ストリップ・マテリアル・カンパニー・リミテッド (TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.)	3.6%
タン・エン・アイアン・ワークス・カンパニー・リミテッド (TANG ENG IRON WORKS CO., LTD.)	3.6%
トン・ムン・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド (TUNG MUN DEVELOPMENT CO., LTD.)	3.6%
ユアン・ロン・ステンレス・スチール・コーポレーション (YUAN LONG STAINLESS STEEL CORP.)	3.6%

3. 期間

令和8年7月9日から令和8年11月8日まで

4. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産等	S 0 1 3 0 0 1
政令で定められた生産者により生産されたもの	S 0 1 3 0 0 2
台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産等	S 0 1 3 0 0 3
政令で定められた生産者により生産されたもの	S 0 1 3 0 0 4

※産等には、同国及び同地域から本邦に輸出されたものを含む

【問合せ先】

業務部

通関総括第1部門（手続関係）

電話：03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係）

電話：03-3599-6527